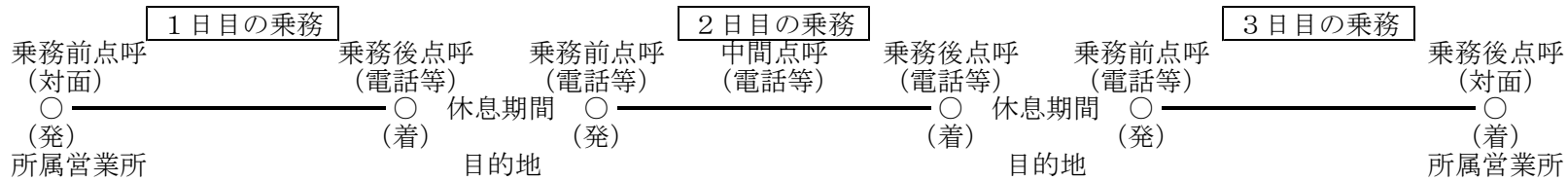


## 中間点呼及び運行指示書について

### ① 中間点呼及び運行指示書の必要な運行

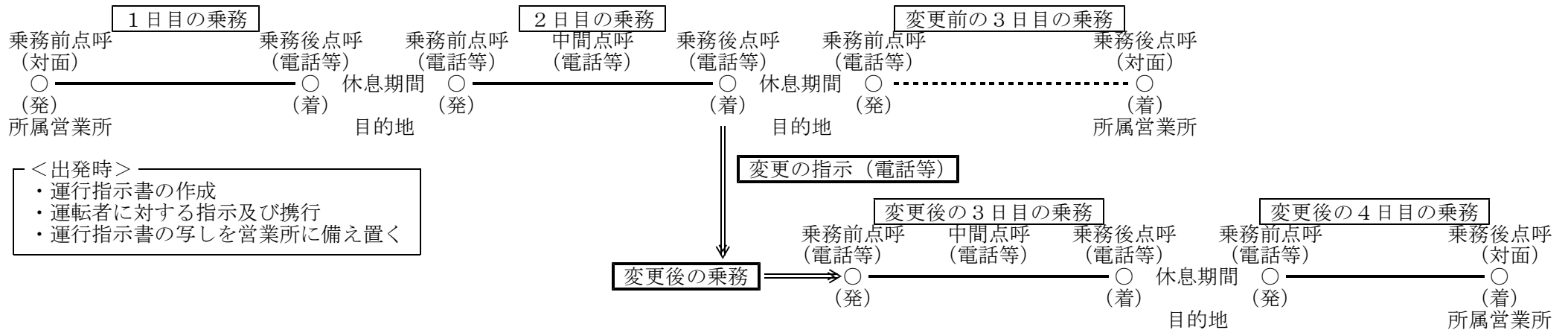


< 出発時 >

- ・ 運行指示書の作成
- ・ 運転者に対する指示及び携行
- ・ 運行指示書の写しを営業所に備え置く

※ 中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

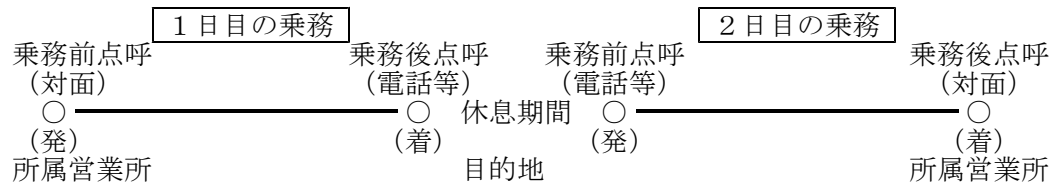
### ② 出発時①の運行予定であったものが、運行途中変更となる場合



< 変更に伴い >

- 運行管理者：運行の変更により、営業所にある運行指示書の写しを訂正し、運転者に電話等により指示する。
- 運転者：変更の指示を受け、運行指示書を訂正し、運行する。

### ③ 中間点呼及び運行指示書の必要のない運行

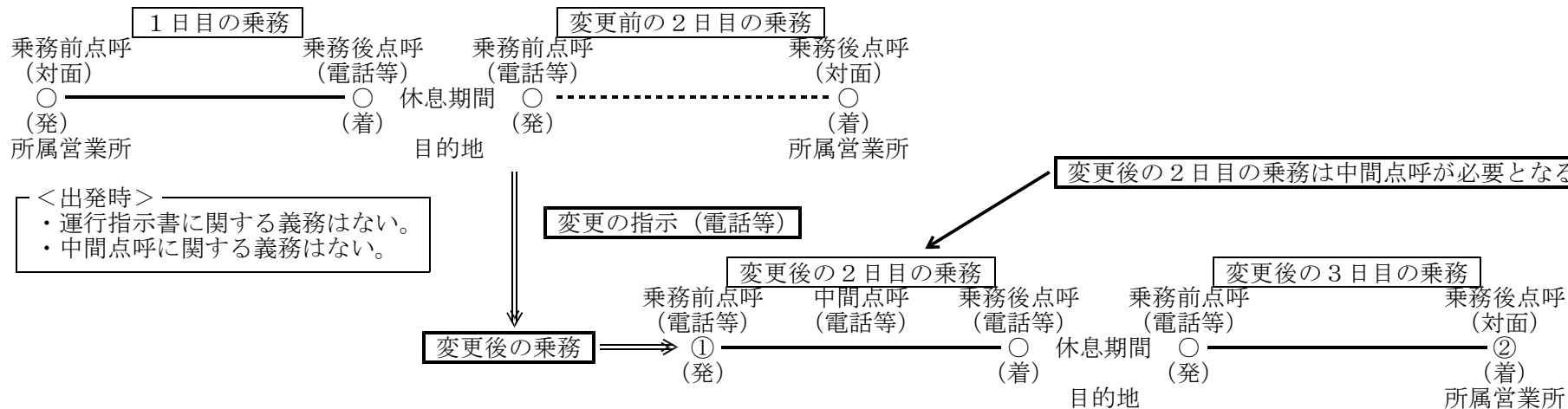


< 出発時 >

- ・ 運行指示書に関する義務はない。
- ・ 中間点呼に関する義務はない。

※ 乗務の前又は後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

### ④ 出発時③の運行予定であったものが、運行途中で変更となる場合



< 出発時 >

- ・ 運行指示書に関する義務はない。
- ・ 中間点呼に関する義務はない。

< 変更に伴い >

運行管理者：①～②までの運行指示書を作成し、運転者に電話等により指示する。

運転者：変更の指示を受け、指示内容を乗務記録に記録し、運行終了後、提出する。